

大竹市ひろしまの森づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱（平成19年4月5日広島県制定）、環境貢献林整備事業実施要領（平成19年4月5日広島県制定）及びひろしまの森づくり事業（交付金事業）実施要領（平成19年4月5日広島県制定）に基づき実施する事業に対し、予算の範囲内において大竹市ひろしまの森づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大竹市補助金等交付規則（昭和48年大竹市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大竹市内に森林を所有し、整備（間伐、択伐、被害木の処理、森林作業道整備及び簡易な木造構造物の設置をいう。次号において同じ。）を行おうとするもの
 - (2) 大竹市民に影響を及ぼす森林を所有し、整備を行おうとするもの
 - (3) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき広島知事の認定を受けた認定事業主
 - (4) その他市長が事業を遂行することが適切であると認めたもの
- (補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、事業内容、補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 大竹市ひろしまの森づくり事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収入収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、当該補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定を行うに当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

(変更交付申請)

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、同条の規定による交付決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金変更交付申請書(別記様式第5号)に関係書類を添えて、申請しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第6号)により、当該前項の通知を受けた者に通知するものとする。

3 前項の規定による変更交付決定については、前条第2項の規定を準用する。
(交付の請求)

第7条 第5条第1項又は前条第2項の規定による通知を受けた補助申請者(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付を受けようとするときは、大竹市ひろしまの森づくり事業請求書(別記様式第7号)を指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金実績報告書(別記様式第8号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大竹市ひろしまの森づくり事業実施結果報告書(別記様式第9号)
- (2) 収入支出決算書(別記様式第10号)
- (3) 取得財産調書(別記様式第11号)
- (4) 補助対象事業の成果を証する書類及び写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付額を確定し、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金確定通知書(別記様式第12号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第10条 補助事業者は、第7条の規定による補助金の交付の請求を概算払いで行い、それを受けたときは、大竹市ひろしまの森づくり事業精算書(別記様式第13号)を、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の末日までに市長

に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による精算書を審査し、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金返還命令書（別記様式第14号）により期限を定めて、返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助事業者に対する交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を第3条に規定する事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す必要があると判断したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金返還命令書により補助金の返還を命ずる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象事業	事業内容	補助対象経費	補助率
1 環境貢献林整備事業	手入れがなされず放置され、緊急に整備が必要な人工林について、森林の公益的機能を持続的に発揮させるために行う右欄に掲げる事業	次に掲げる経費 1 人工林健全化 林内の下層植生を回復させるための伐採に要する経費 2 針広混交林化 針広混交林等への天然更新を促す伐採に要する経費 3 被害木の処理 被害木の伐倒及び整理に要する経費	定額 事業に要する経費と市長が別に定める標準経費のいずれか低い額から1及び2の実施面積(1ヘクタール当たり)に1万円を

		<p>4 簡易作業路の開設 森林管理のための簡易な作業路の開設に要する経費</p> <p>5 簡易な木製構造物の設置 土砂流出を防止するための簡易な木製構造物の設置に要する経費</p>	<p>乗じた金額 を減じた額</p>
2 里山保全活用支援事業	<p>住民参加型の里山林の保全活用のための活動を促進するため、住民団体、NPO法人等自らの企画・立案による取り組み又は企業による社会貢献活動を支援する事業</p>	<p>左欄に掲げる事業に要する経費</p>	<p>定額 20万円以内</p>
3 森林・林業体験活動支援事業	<p>森林・林業に対する理解と森づくりへの積極的な参加を図るため、森林の機能や</p>	<p>左欄に掲げる事業に要する経費</p>	<p>定額</p>

		林業について学ぶ森林・林業体験活動等を行う事業		
4 特認事業(広島県の採択を受けたものをいう。)	地域資源保全活用事業	住民団体等が主体となって、里山の保全や活用を目的とした計画(地域資源保全活用プラン)に基づき、継続的に行う森林整備等を支援する事業	左欄に掲げる事業に要する経費	定額
	里山防災森林整備事業	地域における自主的な森林管理を行うため、防災・減災を目的とした森林整備等を行うとともに、地域住民が自ら森林の状況や災害の危険性を把握するための仕組みづくり	次に掲げる経費 1 土砂災害の恐れのある区域及びその上流に位置する森林における防災・減災のための森林整備等に要する経費 2 前項に併せて行う体制整備及び地域住民の意識醸成に必要な経費 3 地域住民の合意形成経費等の事業推進に必要な経費	定額

	を支援する事業		
森林・林業体験活動支援事業	広域的な取り組みを推進するため、市町域を超えて都市と山村の連携による森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動等を行う事業	左欄に掲げる事業に要する経費	定額
その他	上記以外の事業で、特に必要と認められる事業	左欄に掲げる事業に要する経費	定額

別記様式第1号（第4条関係）

大竹市ひろしまの森づくり事業補助金交付申請書
（事業名： ）

年 月 日

大 竹 市 長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年度において、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金の交付を受けたいので、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金交付要綱第4条に基づき、申請します。

記

1 添付書類

- (1) 大竹市ひろしまの森づくり事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収入収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第4条、第6条関係）

大竹市ひろしまの森づくり事業計画書
(事業名：)

実施者・構成員

企画内容

事業内容

実施項目	事業量	実施時期	実施場所	事業費 (千円)	備考

※ 実施場所等が分かる図面を添付すること。

別記様式第3号（第4条、第6条関係）

収入収支予算書

【収入】

科 目	予算額（円）	内 訳
合 計		

【支出】

科 目	予算額（円）	内 訳
合 計		

大竹市ひろしまの森づくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大竹市ひろしまの森づくり事業補助金については、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

年 月 日

大 竹 市 長

1 交付決定額

金 円

2 交付の条件

- ・大竹市補助金等交付規則及び大竹市ひろしまの森づくり事業補助金交付要綱を遵守すること。
- ・広島県が策定している環境貢献林整備事業実施要領及びひろしまの森づくり事業（交付金事業）実施要領を遵守すること。

別記様式第5号（第6条関係）

大竹市ひろしまの森づくり事業補助金変更交付申請書
（事業名： ）

年 月 日

大 竹 市 長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け大竹市指令 第 号により補助金交付決定の通知があった大竹市ひろしまの森づくり事業補助金の事業内容を次のとおり変更したいので、承認されたく、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金交付要綱第6条に基づき、申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 添付書類（変更に係る部分のみ）

- （1） 大竹市ひろしまの森づくり事業計画書（別記様式第2号）
- （2） 収入収支予算書（別記様式第3号）
- （3） その他市長が必要と認める書類

大竹市ひろしまの森づくり事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった大竹市ひろしまの森づくり事業補助金については、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり変更交付することを決定しましたので通知します。

年 月 日

大 竹 市 長

1 変更交付決定額

金 円

2 交付の条件

- ・大竹市補助金等交付規則及び大竹市ひろしまの森づくり事業補助金交付要綱を遵守すること。
- ・広島県が策定している環境貢献林整備事業実施要領及びひろしまの森づくり事業（交付金事業）実施要領を遵守すること。

別記様式第7号（第7条関係）

大竹市ひろしまの森づくり事業請求書

年 月 日

大竹市長 様

請求者 住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付け大竹市指令 第 号で交付の決定の通知があった大竹市ひろしまの森づくり事業補助金について、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫・					支店・本店・			
店 舗 名	農協・組合					支所・出張所			
預金種別	普通・当座・								※右詰めで記入す
口座番号	その他								ること
フリガナ									
口座名義人									

別記様式第 8 号（第 8 条関係）

大竹市ひろしまの森づくり事業補助金実績報告書
（事業名： ）

年 月 日

大 竹 市 長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付大竹市指令 第 号により補助金交付決定
又は補助金変更交付決定の通知があった大竹市ひろしまの森づくり事業補助金
の補助対象事業を実施したので、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金交付要
綱第 8 条の規定により報告します。

記

1 添付書類

- (1) 大竹市ひろしまの森づくり事業実施結果報告書（別記様式第 9 号）
- (2) 収入支出決算書（別記様式第 10 号）
- (3) 取得財産調書（別記様式第 11 号）
- (3) 補助対象事業の成果を証する書類及び写真
- (4) その他、市長が必要と認める書類

別記様式第9号（第8条関係）

大竹市ひろしまの森づくり事業実施結果報告書
（事業名： ）

実施者・構成員

報告内容

事業内容

実施項目	事業量	実施時期	実施場所	事業費 (千円)	備考

※ 実施場所等が分かる図面を添付すること。

別記様式第10号（第8条関係）

収入支出決算書

【収入】

科 目	予算額（円）	決算額（円）	内 訳
合 計			

【支出】

科 目	予算額（円）	決算額（円）	内 訳
合 計			

別記様式第12号（第9条関係）

大竹市指令 第 号
様

大竹市ひろしまの森づくり事業補助金確定通知書
(事業名：)

年 月 日付けで提出された大竹市ひろしまの森づくり事業補助金実績報告書を審査した結果、大竹市ひろしまの森づくり事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

年 月 日

大 竹 市 長

1 補助金の確定額

金 円

別記様式第13号（第10条関係）

大竹市ひろしまの森づくり事業精算書
(事業名：)

年 月 日

大 竹 市 長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日大竹市指令 第 号で交付決定し、概算払
を受けた大竹市ひろしまの森づくり事業補助金について、次のとおり精算しま
す。

事業実績報告額	円
補助金精算額	円
概算払受領額	円
差引（過・不足）額	円

別記様式第14号（第10条、第12条関係）

大竹市指令 第 号

様

大竹市ひろしまの森づくり事業補助金返還命令書

大竹市ひろしまの森づくり事業補助金交付要綱第10条又は第12条の規定により、次のとおり補助金の返還を命令します。

年 月 日

大 竹 市 長

- 1 補助金の交付確定額
金 円
- 2 既に交付した補助金額（又は概算払額）
金 円
- 3 返還額
金 円
- 4 返還期限

年 月 日